

さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画

平成 17 年 11 月策定
(平成 21 年 10 月最終改訂)

さいたま市

目 次

はじめに	1
基本的考え方	2
新型インフルエンザの流行規模及び被害の想定	3
新型インフルエンザの発生段階と危機管理体制	4
発生段階別対策	
未発生期	5
海外発生期	8
国内発生早期	11
市内発生・感染拡大期～市内回復期	13
小康期	19
参考資料	
発生段階に応じた主な対策	22
各局等の主な役割	24
用語解説	26

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。そして、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらします。

平成15年（2003年）11月以降、タイ、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアや中国、エジプトなどにおいて、通常ヒトには感染することがない鳥インフルエンザウイルス（A/H5N1亜型）に442人が感染し、これまでに262人の死者が出ています。（WHO（World Health Organization（世界保健機関））・2009年9月24日現在）

これまでのところA/H5N1亜型は、ヒトからヒトへの感染は限定的で、効率的・持続的な感染は確認されていませんが、ヒトからヒトへ感染するウイルス（新型インフルエンザウイルス）へと変異する可能性が高まっています。一旦新型インフルエンザが発生すると世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす危険性があります。

そのためWHOでは、従前のインフルエンザパンデミック計画を平成17年5月に、世界インフルエンザ事前対策計画として改訂し、WHO及び各国の対応を示しました。

厚生労働省では、新型インフルエンザの発生及びまん延防止のため、平成17年10月には、新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、同11月にその対策のための行動計画を策定しました。さらに、平成20年4月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に鳥インフルエンザ（A/H5N1亜型）及び新型インフルエンザ等が位置づけられました。

厚生労働省の行動計画を受けて、埼玉県は、「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定し、平成17年11月に公表しました。

これらのことを踏まえ、さいたま市では、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保するため、緊急に対策を確立する必要があることから、国や県の行動計画と整合性を保ちつつ独自に「さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、市としての対策を推進することとしました。

注）本書において「新型インフルエンザ」は鳥由来を含む未知の強毒性インフルエンザ(ウイルス)を、「鳥インフルエンザ」は特筆が無い限り、既に確認されている鳥由来の高病原性インフルエンザA/H5N1亜型ウイルスによるインフルエンザ(ウイルス)を指します。

基本的考え方

新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現を阻止することは不可能である。また、地球規模でヒト・モノがダイナミックに動いている時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。

したがって、新型インフルエンザ対策の目的は、新型インフルエンザの出現を可能な限り防止し、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、流行時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめることである。

このため、発生・流行時に想定される状況を念頭に置き、新型インフルエンザの発生に係る段階ごとに、本市における行動計画をあらかじめ確立しておく必要がある。また、この行動計画を事前に関係者に広く周知し、具体的な行動を速やかにとることができるよう準備しておく必要がある。

本行動計画は、国や県の行動計画との整合性を保ちつつ、さいたま市の新型インフルエンザの行動計画を 基本的な取組み 体制整備 情報収集 情報提供 相談体制 医療体制の各項目について定めるものである。

なお、新型インフルエンザの大流行（パンデミック）は、必ずしも予測したように展開するものではないことから、ウイルスの病原性により、本行動計画を弾力的に運用して対策を実施するものとする。



新型インフルエンザの流行規模及び被害の想定

過去における新型インフルエンザについては、大正 7 年(1918 年)にスペインインフルエンザが、昭和 32 年(1957 年)にアジアインフルエンザが、昭和 43 年(1968 年)に香港インフルエンザが出現している。

近年、鳥インフルエンザのヒトへの感染が世界各地で起こっていることから、新型インフルエンザの発生が懸念されている。

ここでは、海外で新型インフルエンザが発生し、日本への流入が避けられず、大規模な流行が起こるとする想定のもとに予測を行った。

人類が経験したことのない新型インフルエンザが出現する蓋然性は高まっている。この場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなり、近年の都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送、交通網の発達などにより、過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予想される。

【参考】新型インフルエンザ発生時における本市患者数（推計）

患者種別		最大値	最小値
受診患者数（人）	全 国	2 5,0 0 0,0 0 0	1 3,0 0 0,0 0 0
	さいたま市	2 3 0,1 6 6	1 1 9,6 8 6
全人口の 2 5 % が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計			

患者種別		重 度	中等度
入院患者数（人）	全 国	2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,0 0 0
	さいたま市	1 8,4 1 3	4,8 7 9
死亡者数（人）	全 国	6 4 0,0 0 0	1 7 0,0 0 0
	さいたま市	5,8 9 2	1,5 6 5
受診患者数の最大値である約 2,5 0 0 万人を基に、過去に世界で起こったインフルエンザパンデミックのデータにより推計			

- 注) 1. 患者数等については概数であるが、患者が抗インフルエンザウイルス薬の投与や新型インフルエンザワクチンの接種を受けた際の効果は考慮されていない。
2. 上記の本市患者数については、国が CDC (米国疾病予防管理センター) モデルで試算した全国患者数を人口割合 (平成 17 年国勢調査人口) に応じて換算したものである。

新型インフルエンザの発生段階と危機管理体制

1. 発生段階の基準と危機管理体制

本行動計画においては、発生状況に応じた対応策を講じるため新型インフルエンザの発生段階を以下のように5つの段階に設定した。次の基準を一応の目安とするが、実際の運用について患者の発生状況、病状及び専門家の意見等を踏まえ、その都度対応する必要がある。

なお、終息に向かっていたものが上昇に転じた場合は再燃したものとし、該当する発生段階に戻して対策を講じる必要がある。

また、本市は各発生段階に対応した以下の組織を中心に危機管理体制をとる。主な対策については、次章及び【参考資料】のとおりである。

発生段階及びその基準等

	発生段階	基準（状態）	危機管理体制
1	【前段階】 未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	保健福祉局新型インフルエンザ対策本部 【本部長：保健福祉局長】
2	【第一段階】 海外発生期 WHOが発生を確認した時期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	さいたま市新型インフルエンザ危機警戒本部 【本部長：総務局担任 副市長】
3	【第二段階】 国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態	さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部 【本部長：市長】
4	【第三段階】	市内（八都県市内を含む）で新型インフルエンザが発生した状態	(地域防災計画における 庁内体制を準用)
	市内発生・感染拡大期	本市で入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
	市内まん延期	本市で入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
	市内回復期	本市でピークを越えたと判断できる状態	
5	【第四段階】 小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

2. 庁内各局等の連携

新型インフルエンザが発生した場合には、各局等が連携を取りながら、さいたま市新型インフルエンザ危機警戒本部や同危機対策本部で決定される対策を実施する。

各局等においては、あらかじめ所管する事務に応じた新型インフルエンザへの対応策等を明確にしておく必要がある。【参考資料】

発生段階別対策

1 【前段階】未発生期

基 準	危機管理体制
新型インフルエンザが発生していない状態	保健福祉局新型インフルエンザ対策本部 【本部長：保健福祉局長】

〔対策〕

(1) 基本的な取組み

「さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画」等の随時見直しを行う。〔保健福祉局、各局等〕

本市における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定等を進める。〔総務局〕

標準予防策として、市民に対して、マスクの着用、手洗い・うがいを勧奨する。〔保健福祉局〕

市民に対して、インフルエンザの感染を予防するため、季節性インフルエンザワクチンの接種を勧奨する。〔保健福祉局〕

国内で鳥インフルエンザがヒトに感染した場合には、市民不安を解消するため、鳥インフルエンザの電話相談窓口を設置する。〔保健福祉局、各区役所〕

鳥インフルエンザの患者について、積極的疫学調査や濃厚接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。〔保健福祉局〕

(2) 体制整備

新型インフルエンザに係る総合的な対策を実施するため、保健福祉局内に「保健福祉局新型インフルエンザ対策本部」を設置する。また、国内で鳥インフルエンザがヒトに感染した場合には、「保健福祉局新型インフルエンザ対策本部」会議を開催し、

対応策を検討する。〔保健福祉局〕

新型インフルエンザの発生に備えて、防疫職員（救急隊員等搬送従事者も含む）用の抗インフルエンザウイルス薬・感染防護具及び積極的疫学調査・患者移送（搬送も含む）等に必要な資器材等を必要数確保する。〔保健福祉局、消防局、各局等〕

新型インフルエンザに対するPCR検査（遺伝子検査）体制を整備する。〔保健福祉局〕

第三段階の市内まん延期を想定し、在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討する。〔保健福祉局、各区役所〕

埼玉県と連携して、鳥インフルエンザのヒトへの感染防止策を講じる。〔保健福祉局〕

（３）情報収集

厚生労働省の通知に基づき、通常のインフルエンザ発生動向調査を強化し、異常な兆候の早期把握に努める。〔保健福祉局〕

厚生労働省の通知に基づき、インフルエンザ病原体定点医療機関に対して病原体サーベイランスを行うための積極的な検体採取を依頼し、状況把握に努める。〔保健福祉局〕

アジア、中東等で発生している鳥インフルエンザの動向把握、情報収集に努める。〔保健福祉局〕

厚生労働省とメールや電話等を利用して緊急に情報交換ができるシステムを構築する。〔保健福祉局〕

八都県市及び政令指定都市間での情報交換を行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

動物及び鳥類における異常死等の状況を把握する。〔保健福祉局、環境局、経済局、教育委員会〕

（４）情報提供

市民へホームページ・市報・さいたま市あんしんメール等で適時に、適切な内容を伝えるための情報提供体制を確認し、状況に応じて必要な対応を行う。特に、国内で鳥インフルエンザがヒトに感染した場合には、速やかに市民への情報提供を行う。〔保健福祉局〕

医師会等の関係機関に対して、迅速な情報提供ができるよう準備を行う。
国内で鳥インフルエンザがヒトに感染した場合には、速やかに関係機関へ関連情報を提供する。〔保健福祉局〕

(5) 相談体制

平常時の相談体制で対応する。国内で鳥インフルエンザがヒトに感染した場合には、市民の健康不安の解消及びヒトへの感染拡大防止を図るため、鳥インフルエンザの電話相談窓口を設置する。〔保健福祉局、経済局、各区役所〕

(6) 医療体制

新型インフルエンザの発生段階における埼玉県内の医療体制について、埼玉県に確認し、状況に応じて必要な対応を行う。〔保健福祉局〕

医師会、感染症指定医療機関、公的病院、消防の関係者からなる「さいたま市新型インフルエンザ対策検討会」を設置して、会議を開催し、医療体制の整備を推進する。
〔保健福祉局〕

新型インフルエンザの市内発生に備えて、必要となる医療資器材（感染防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。〔保健福祉局〕

厚生労働省の通知に基づき、インフルエンザ病原体定点医療機関に対して、病原体サーベイランスのための積極的な検体採取を依頼し、採取された検体の分析等を行う。
〔保健福祉局〕

鳥インフルエンザの感染が疑われる患者に対して、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、陰圧病床の使用等、感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。〔市立病院〕

鳥インフルエンザの感染が疑われる患者の検体の亜型検査、遺伝子解析等を実施するとともに、確定検査を行うため、患者の検体を国立感染症研究所へ送付する。〔保健福祉局〕

感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院等の措置を講ずる。〔保健福祉局〕

国や埼玉県と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。〔保健福祉局〕

市民用の抗インフルエンザウイルス薬を、本市の全人口の25%が罹患すると想定し、備蓄する。〔保健福祉局〕

地域の医療機能維持の観点から、原則として新型インフルエンザ患者に対応しない、常に必要とされる「がん医療」や「透析医療」「産科医療」等を行う医療機関の設定を検討する。〔保健福祉局〕

社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。〔保健福祉局〕

2.【第一段階】海外発生期

基 準	危機管理体制
海外で新型インフルエンザが発生した状態	さいたま市新型インフルエンザ 危機警戒本部 【本部長：総務局担任副市長】

〔対策〕

(1) 基本的な取組み

海外における新型インフルエンザ患者（疑い患者も含む）の発生動向を把握する。
〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

医療機関から疑い患者の届出があった場合は、二次感染防止のための装備を整えて、厚生労働省が別途示す患者搬送マニュアルに基づき、当該患者を感染症指定医療機関へ移送する。〔保健福祉局〕

市内における患者初発例（疑い患者も含む）の早期発見を目的とした強化サーベイランスを実施し、疑い患者の検体搬送、患者調査等の積極的疫学調査を行う。〔保健福祉局〕

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置する施設等の確保ができるよう準備を行う。〔保健福祉局〕

(2) 体制整備

国内における新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害の発生に備え、「さいたま市新型インフルエンザ危機警戒本部」を設置して、会議を開催し、全庁的な危機管理体制を確立する。〔危機管理監、総務局〕

国内の新型インフルエンザの発生に備えて、防疫職員（救急隊員等搬送従事者も含む）用の、抗インフルエンザウイルス薬・感染防護具、及び積極的疫学調査・患者移

送（搬送も含む）に必要な資器材等が確保されているか確認し、状況に応じて必要な対応を行う。〔保健福祉局、消防局、各局等〕

新型インフルエンザに対するPCR検査（遺伝子検査）体制を確認し、状況に応じて必要な対応を行う。〔保健福祉局〕

新型インフルエンザ関係部局への職員の配置転換を行う。〔総務局、保健福祉局〕

（３）情報収集

厚生労働省の通知に基づき、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するためのアウトブレイクサーベイランス、及び症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するためのパンデミックサーベイランスを実施する。〔保健福祉局〕

引き続き、八都県市及び政令指定都市間での情報交換を行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

市内の医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者に該当する症例の保健所への報告を要請する。〔保健福祉局〕

（４）情報提供

海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制、ワクチンの状況等について市民へ周知し、風評による影響を防止する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

医師会等の関係機関に対して、迅速に情報提供を行う。〔保健福祉局〕

海外渡航者等に対して、新型インフルエンザ情報を提供し、注意喚起を行う。〔危機管理監、総務局〕

（５）相談体制

市民の健康不安に対応するため、新型インフルエンザの電話相談窓口（発熱相談センター）を設置する。〔保健福祉局〕

医療機関からの、新型インフルエンザ疑い患者の相談等について対応を行う。〔保健福祉局〕

（６）医療体制

埼玉県内の医療体制について、埼玉県に再確認を行う。〔保健福祉局〕

医療機関に対して、新型インフルエンザ症例定義を明示し、疑い患者が発生した場合に備えた体制の整備を要請する。〔保健福祉局〕

医療機関に対して、厚生労働省が作成する新型インフルエンザ診療ガイドライン及びトリアージ方針等を周知する。〔保健福祉局〕

厚生労働省や県等が定める新型インフルエンザ疑い患者の咽頭ぬぐい液などの検体を採取する基準について市内の医療機関に対して周知、実施する。〔保健福祉局〕

医療機関に対して、院内感染対策を強化するよう要請する。〔保健福祉局〕

市内発生及び市内まん延に備えて、医療資器材（感染防護具等）が確保されているか確認し、状況に応じて必要な対応を行う。〔保健福祉局〕

医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。〔保健福祉局〕

新型インフルエンザ患者の濃厚接触者に対して、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。〔保健福祉局〕

厚生労働省が医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象とするプレパンデミックワクチンの接種を決定した場合には、国や埼玉県、医療機関等と連携して、本人の同意を得て接種を行う。〔保健福祉局〕

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国や埼玉県、医療機関等と連携して、接種を開始する。国等による明示が無い限り、接種対象は全市民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、また、部分的な供給の場合、まず、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種を行う。その後、やむを得ず接種の優先順位を設定する必要がある場合は、これも考慮し、市民への接種を行っていく。〔保健福祉局〕



3.【第二段階】国内発生早期

基 準	危機管理体制
国内で新型インフルエンザが発生した状態	さいたま市新型インフルエンザ 危機対策本部 【本部長：市長】

〔対策〕

(1) 基本的な取組み

市長が市民に対して、新型インフルエンザ対策についての意思表示を行う。〔危機管理監、総務局〕

市民に対して、感染防止・拡大阻止のための予防策の励行を呼びかける。〔危機管理監、総務局〕

感染拡大防止のために、市民への広報や相談体制を強化し、適切な情報を提供する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

引き続き、医療機関から疑い患者の届出があった場合は、必要に応じ、二次感染防止のための装備を整えて、当該患者を感染症指定医療機関へ移送する。〔保健福祉局〕

引き続き、市内における患者初発例（疑い患者も含む）の発見を目的とした強化サーベイランスを実施し、疑い患者の検体搬送、患者調査等の積極的疫学調査を行う。〔保健福祉局〕

新型インフルエンザ患者の濃厚接触者（同居者等）に対して、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。〔保健福祉局〕

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置する施設等の確保ができるよう準備を行う。〔保健福祉局〕

(2) 体制整備

国内の新型インフルエンザの流行に備え、「さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部」を設置して、会議を開催し、市民の不安解消、社会機能維持のための方策を検討する。〔危機管理監、総務局〕

新型インフルエンザ関係部局への職員の配置転換を行う。〔総務局、保健福祉局〕

(3) 情報収集

引き続き、厚生労働省の通知に基づき、アウトブレイクサーベイランス及びパンデミックサーベイランスを実施する。〔保健福祉局〕

引き続き、八都県市及び政令指定都市間での情報交換を行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

(4) 情報提供

市長コメントにより、新型インフルエンザ対策の強化を広く市民に呼びかける。〔危機管理監、総務局〕

市民に対して、国内の患者等の発生状況、感染予防策、ワクチンの状況、相談体制についての最新の情報提供を行う。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

医師会等の関係機関に対して、患者等の発生状況や感染予防策等について情報提供を行う。〔保健福祉局〕

引き続き、海外渡航者等に対して、新型インフルエンザ情報を提供し、注意喚起を行う。〔危機管理監、総務局〕

(5) 相談体制

電話相談窓口（発熱相談センター）の回線を増強し、平日夕刻、土曜・休日昼間に窓口を開設する。〔保健福祉局〕

(6) 医療体制

新型インフルエンザの可能性のある者を診察する発熱外来を整備する。〔保健福祉局〕

医療機関に対して、新型インフルエンザの疑い患者が発生した場合に備えた体制の再確認を要請する。〔保健福祉局〕

新型インフルエンザ患者は、原則として感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。このため、医療機関に対して、新型インフルエンザが疑われる患者を診察した場合には医療機関向け電話相談窓口へ連絡するよう、周知する。〔保健福祉局〕

感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの(疑似症)患者と診断した場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。当該患者に対しては確定診断を行い、感染症法に基づき入院勧告を行う。〔保健福祉局、市立病院〕

患者から採取した検体を健康科学研究センターへ送付し、PCR検査(遺伝子検査)を実施する。〔保健福祉局〕

引き続き、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。〔保健福祉局〕

引き続き、埼玉県と連携して、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの接種を行う。〔保健福祉局〕

引き続き、パンデミックワクチンが製造され次第、国や埼玉県、医療機関と連携して、市民等への接種を行う。〔保健福祉局〕

4.【第三段階】

<A> 市内発生・感染拡大期 ~ 市内まん延期 ~ <C> 市内回復期

基 準	危機管理体制
市内(八都県市内を含む)で新型インフルエンザが発生した状態	さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部 【本部長：市長】
<A> 市内発生・感染拡大期 本市で入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
 市内まん延期 本市で入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
<C> 市内回復期 本市でピークを越えたと判断できる状態	

〔対策〕

(1) 基本的な取組み

<A> 市内発生・感染拡大期

市長が新型インフルエンザ流行警戒を宣言する。〔危機管理監、総務局〕

市民に対して、可能な限り外出を控えるよう要請する。〔危機管理監、総務局〕

集会主催者、興行施設等の運営者に対して、活動を自粛するよう要請する。〔危機管理監、総務局〕

学校、通所施設等の設置者・学校長に対して、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局、教育委員会〕

市民、事業所、社会福祉施設等に対して、マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨する。また、関係団体等を通じ、事業所に対して、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者の出勤停止や、医療機関受診を促すよう、要請する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局、経済局、各局等〕

事業者に対して、不要不急の業務を縮小するよう要請する一方、特に社会機能の維持に必要な事業活動については、可能な限り事業の継続を要請する。〔危機管理監、総務局、経済局、各局等〕

公共交通機関等に対して、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。〔危機管理監、総務局、都市局〕

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設等に対して、感染防止対策を強化するよう要請する。〔保健福祉局〕

引き続き、医療機関から疑い患者の届出があった場合は、必要に応じ、二次感染防止のための装備を整えて、当該患者を感染症指定医療機関へ移送する。〔保健福祉局〕

患者（疑似症患者も含む）発生時には、感染症法に基づく必要な措置（入院勧告、接触者調査等の積極的疫学調査）を実施し、まん延防止に努める。〔保健福祉局〕

市内における患者（疑似症患者も含む）発生情報を公表するとともに、社会不安を解消するための広報体制を確立する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

社会機能を維持するための対応策を実施する。〔危機管理監、総務局、各局等〕

新型インフルエンザ患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止に必要な対応を行う。〔保健福祉局〕

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置する施設等の確保ができるよう準備を行う。〔保健福祉局〕

 市内まん延期

市長が新型インフルエンザ非常事態を宣言する。〔危機管理監、総務局〕

リスクコミュニケーションを活発に行う。〔危機管理監、総務局、保健福祉局、各局等〕

引き続き、市民に対して、可能な限り外出を控えるよう要請する。〔危機管理監、総務局〕

引き続き、集会主催者、興行施設等の運営者に対して、活動を自粛するよう要請する。〔危機管理監、総務局、各局等〕

引き続き、学校、通所施設等の設置者・学校長に対して、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局、教育委員会〕

引き続き、市民、事業所、社会福祉施設等に対して、マスクの着用、手洗い・うがいを強く勧奨する。また、関係団体等を通じ、事業所に対して、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者の出勤停止や、医療機関受診を促すよう、要請する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局、経済局、各局等〕

引き続き、事業者に対して、不要不急の業務を縮小するよう要請する一方、特に社会機能の維持に必要な事業活動については、可能な限り事業の継続を要請する。〔危機管理監、総務局、経済局、各局等〕

引き続き、公共交通機関等に対して、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。〔危機管理監、総務局、都市局〕

在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）搬送、死亡時の対応等を行う。〔保健福祉局、各区役所〕

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。〔保健福祉局〕

<C> 市内回復期

市内まん延期の対策を段階的に縮小する。〔各局等〕

(2) 体制整備

<A>市内発生・感染拡大期

「さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部」は会議を開催し、各部局における状況について情報交換を行うとともに、市民の不安解消のための対策等を実施する。〔危機管理監、総務局〕

新型インフルエンザに対するPCR検査（遺伝子検査）体制を強化する。〔保健福祉局〕

新型インフルエンザ関係部局への職員の配置転換を行う。〔総務局、保健福祉局〕

市内まん延期

「さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部」は会議を開催し、社会機能維持のための対策等を決定し、関係機関に対して積極的に働きかけを行う。〔危機管理監、総務局〕

<C>市内回復期

市内まん延期の対策を段階的に縮小する。〔各局等〕

(3) 情報収集

<A>市内発生・感染拡大期

厚生労働省の通知に基づき、アウトブレイクサーベイランスを中止し、パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。〔保健福祉局〕

厚生労働省の通知に基づき、医療機関に対して、インフルエンザ様疾患患者数について保健所への報告を要請する。なお、必ずしも検査等による確定診断は求めない。〔保健福祉局〕

感染症指定医療機関は、新型インフルエンザ入院患者数（疑い例も含む）を埼玉県へ報告する。〔市立病院〕

死亡診断を行う感染症指定医療機関等に対して、新型インフルエンザが原因とされる死亡者数の保健所への報告を要請する。〔保健福祉局〕

学校及び社会福祉施設等に対して、インフルエンザ様疾患による施設別発生状況について、保健所への報告を要請する。〔保健福祉局、教育委員会〕

引き続き、厚生労働省及び八都県市からの情報交換を密に行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

市内まん延期

引き続き、医療機関等に対して、患者数等の保健所への報告を要請する。〔保健福祉局〕

引き続き、学校及び社会福祉施設等に対して、患者等の発生状況の保健所への報告を要請する。〔保健福祉局、教育委員会〕

引き続き、厚生労働省及び八都県市からの情報収集を密に行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

<C>市内回復期

市内まん延期の対策を段階的に縮小する。〔各局等〕

(4) 情報提供

<A>市内発生・感染拡大期

市民に対して、マスコミを通じて市内の発生情報を公表し、不要不急の外出を控えるように呼びかけるとともに、患者等の発生状況、感染予防策、ワクチンの状況、相談体制、医療体制等について、多様な広報手段を活用して情報提供を行う。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

引き続き、医師会等の関係機関に対して、迅速かつ正確に情報提供を行う。〔保健福祉局〕

厚生労働省及び八都庁市に対して、市内での発生について情報提供を行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

市内まん延期

前段階の対応に加えて、ホームページ、さいたま市あんしんメール等を活用して、食糧・生活必需品に関する情報、社会機能の維持に関する情報等、市民に必要となる情報を提供する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

引き続き、市民に対して、新型インフルエンザに関する正確な情報を提供する。また、不要不急の外出を控えるように呼びかけるとともに、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、ワクチンの状況、医療体制等について、多様な広報手段を活用して情報提供を行う。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

引き続き、事業所、社会福祉施設等に対して、感染予防策の徹底を要請するとともに、関係団体等を通じ、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者等に対する出勤停止や医療機関受診を促すよう、要請する。〔危機管理監、総務局、保健福祉局、経済局、各局等〕

引き続き、医師会等の関係機関に対して、迅速かつ正確に情報提供を行う。〔保健福祉局〕

引き続き、厚生労働省及び八都庁市に対して、市内での発生について情報提供を行う。〔総務局、保健福祉局、各局等〕

<C>市内回復期

市内まん延期の対策を段階的に縮小する。〔各局等〕

(5) 相談体制

<A>市内発生・感染拡大期

状況に応じて電話相談窓口（発熱相談センター）の夜間早朝対応を行うとともに、回線増強を行う。〔保健福祉局、各区役所〕

各区役所に生活福祉相談窓口を開設する準備を行う。〔保健福祉局、各区役所〕

市内まん延期

状況に応じて、電話相談窓口（発熱相談センター）を継続していく。〔保健福祉局〕

生活福祉の相談の増加に備えて、各区役所に生活福祉相談窓口を開設する。〔保健福祉局、各区役所〕

<C>市内回復期

市内まん延期の対策を段階的に縮小する。〔保健福祉局、各区役所〕

(6) 医療体制

<A>市内発生・感染拡大期

状況に応じて、発熱外来を増設する。〔保健福祉局〕

引き続き、感染症法に基づく患者の入院勧告等を実施する。〔保健福祉局〕

状況に応じて医療機関に対して、外来診療の準備を要請する。〔保健福祉局〕

必要に応じて埼玉県に対して、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出提供を要請する。〔保健福祉局〕

引き続き、パンデミックワクチンが製造され次第、国や埼玉県、医療機関と連携して、接種を行う。〔保健福祉局〕

市内まん延期

全患者の入院治療の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。〔保健福祉局〕

引き続き、必要に応じて埼玉県に対して、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する。〔保健福祉局〕

抗インフルエンザウイルス薬の市内における流通状況を把握し、不足が予測される場合には、市が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を行う。〔保健福祉局〕

引き続き、パンデミックワクチンが製造され次第、国や埼玉県、医療機関と連携して、接種を行う。〔保健福祉局〕

関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。〔保健福祉局、各区役所〕

引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱が予測される場合には、警察に対して、警戒活動等を要請する。〔市民局〕

<C>市内回復期

市内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制等を調整する。〔保健福祉局〕

医療機関における人的被害及び医療資器材・抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。〔保健福祉局〕

5 【第四段階】小康期

基 準	危機管理体制
患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部 【本部長：市長】

〔対策〕

（１）基本的な取組み

市長が新型インフルエンザ非常事態解除を宣言する。〔危機管理監、総務局〕

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、「さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画」等の見直しを行う。〔保健福祉局、各局等〕

（２）体制整備

流行の第二波に備えて、不足している資器材等を確保する。〔保健福祉局、消防局、各局等〕

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の海外・国内での発生動向、情報収集に努める。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

(4) 情報提供

外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設、縮小した業務等の再開等を行う時期について検討を行い、周知する。〔危機管理監、総務局、各局等〕

流行の第二波に備えて、市民への情報提供と注意喚起を行う。〔危機管理監、総務局、保健福祉局〕

(5) 相談体制

感染状況及びニーズを踏まえ、電話相談窓口（発熱相談センター）及び各区役所の生活福祉相談窓口を縮小・終了する。〔保健福祉局、各区役所〕

(6) 医療体制

状況に応じて、新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。〔保健福祉局〕

感染状況及びニーズを踏まえ、発熱外来を縮小・終了する。〔保健福祉局〕

流行の第二波に備えて、不足している医療資器材や抗インフルエンザウイルス薬の確保を行う。〔保健福祉局〕

引き続き、パンデミックワクチンが製造され次第、国や埼玉県、医療機関と連携して、接種を行う。〔保健福祉局〕



參考資料等



発生段階に応じた主な対策

参考資料

事項	【前段階】	【第一段階】	【第二段階】	【第三段階】			【第四段階】
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	市内（八都県市内を含む）で新型インフルエンザが発生した状態			小康期
				市内発生・感染拡大期	市内まん延期	市内回復期	
	新型インフルエンザが発生していない状態	海外で新型インフルエンザが発生した状態	国内で新型インフルエンザが発生した状態	本市で入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	本市で入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	本市でピークを越えたと判断できる状態	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
1 危機対策本部等の開催等	保健福祉局新型インフルエンザ対策本部の設置・会議開催		発生宣言	流行警戒宣言	非常事態宣言		非常事態解除宣言
		さいたま市新型インフルエンザ危機警戒本部の設置・会議開催 主な検討事項 ・情報提供、電話相談窓口（発熱相談センター）の設置等	さいたま市新型インフルエンザ危機対策本部の設置・会議開催 主な検討事項 ・情報提供、電話相談窓口（発熱相談センター）の拡大、集会・外出自粛要請の準備、社会機能維持の対応策の検討等	主な検討事項 ・情報提供、集会・外出の自粛要請、社会機能維持の対応策の実施等	主な検討事項 ・情報提供、集会・外出の自粛要請、社会機能維持の対策等		
2 サーベイランス 疾病の発生状況等の継続的な監視	インフルエンザ発生動向調査の強化 （異常な兆候の早期把握） （鳥インフルエンザのヒトへの感染を防止）						
		アウトブレイクサーベイランス及びパンデミックサーベイランスの実施 （新型インフルエンザ患者等の早期発見）		パンデミックサーベイランス実施の継続			
3 情報提供	・新型インフルエンザの基本的知識、感染予防策等		市長コメント	・感染拡大阻止のための予防策の励行の呼びかけ			・第二波に向けた情報提供や注意喚起
		・海外での発生状況、市等の相談体制等 ・海外渡航者等への情報提供、注意喚起	・国内の患者等の発生状況、ワクチン、市等の相談体制等	・市内の患者の発生状況、ワクチン、相談体制、医療体制等 ・集会・外出の自粛、症状のある者の出勤停止・受診の勧奨、業務縮小、臨時休業等の要請 ・公共交通機関等での感染防止対策措置 ・食糧や生活必需品、社会機能維持の情報	・市内の患者の発生状況、ワクチン、相談体制、医療体制等 ・集会・外出の自粛、症状のある者の出勤停止・受診の勧奨、業務縮小、臨時休業等の要請		・外出・集会の自粛の解除、臨時休業等の再開等
4 相談体制	平常時の体制（鳥インフルエンザ電話相談窓口の設置） （鳥インフルエンザに係る健康相談）	新型インフルエンザ電話相談窓口（発熱相談センター）の設置、医療機関からの相談受付	電話相談窓口（発熱相談センター）の拡大	電話相談窓口（発熱相談センター）の充実を図る		電話相談窓口（発熱相談センター）の縮小	電話相談窓口（発熱相談センター）の縮小・終了
				生活福祉相談窓口の開設準備	生活福祉相談窓口の開設	生活福祉相談窓口の縮小	生活福祉相談窓口の縮小・終了

5 検査体制		検査体制の整備	検査体制の確認	検査の実施	検査体制の強化	検査体制の縮小	検査体制の再整備
6 医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の再確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養する患者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の設置体制等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す
	接種体制の構築	(徹底した封じ込め対策) 感染症指定医療機関での入院医療			(封じ込め対策の解除) 原則全ての医療機関で診療		
		プレパデミックワクチンの予防接種の実施 バンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始		<ul style="list-style-type: none"> 外来診療の準備 	原則在宅での療養とし、入院治療は重症患者のみ		
7 防疫用資器材等の確保と活用	<ul style="list-style-type: none"> 防疫職員・救急隊員等搬送従事者用抗インフルエンザ薬、感染防護具服等の確保及び備蓄 市民用抗インフルエンザ薬の備蓄 	防疫用資器材等の確保の確認	抗インフルエンザ薬の患者、濃厚接触者（同居者等）への投与	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザ薬の放出要請 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している抗インフルエンザ薬の放出 		<ul style="list-style-type: none"> 不足している資器材等の再確保
	感染予防策の周知						
8 防疫体制		(積極的疫学調査の実施) <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ疑い患者に対する検体搬送、患者調査等の実施 感染症法に基づく入院勧告、濃厚接触者（同居者等）調査等の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 全患者の入院治療の中止 		
9 社会活動の制限、市民生活の確保等		一時的遺体安置所の確保の準備		<ul style="list-style-type: none"> 社会機能維持の対応策の実施 集会・外出の自粛要請 学校の臨時休業等の要請 公共交通機関へ感染防止対策の要請 症状の認められた企業等従事者の出勤停止、受診の勧奨要請 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の高齢者、障害者等への生活支援等 一時的遺体安置所の確保 		

【参考資料】

各局等の主な役割

本行動計画上でも、市の各所属は事務分掌規程などの規定に基づき対応を行うものだが、新型インフルエンザへの対応を行う上で、特に重要と思われる役割を以下に示す。なお、市長、副市長を始め、危機対策本部・警戒本部が緊急対応のため指示する内容がこの表と違う場合には、当該指示が優先される。

局 等	主な役割
市長公室	・ 情報提供（報道機関の対応・広報）に関すること
総務局	・ 新型インフルエンザ危機警戒本部・危機対策本部に関すること ・ 国、八都県市との連携（他局に係るものを除く）に関すること ・ 社会活動及び事業活動等の自粛要請等（他局に係るものを除く）に関すること ・ 公共交通機関・ライフライン事業者との連絡等（他局に係るものを除く）に関すること ・ 市職員の新型インフルエンザ感染予防に係る啓発に関すること
市民局	・ 警察との連絡等に関すること
保健福祉局	・ 保健福祉局新型インフルエンザ対策本部に関すること ・ 新型インフルエンザ発生状況の把握に関すること ・ 新型インフルエンザの感染予防策等の広報（他局等に係るものを除く）に関すること ・ 市民、医療機関等からの相談（他局に係るものを除く）に関すること ・ 患者移送に関すること ・ 新型インフルエンザウイルスの検査に関すること ・ 感染症法（積極的疫学調査等）に関すること ・ 外来診療、入院医療等の医療体制に関すること ・ 抗インフルエンザウイルス薬に関すること ・ パンデミックワクチン等の予防接種に関すること ・ 社会福祉施設における感染防止に関すること ・ 国、八都県市との連携（他局に係るものを除く）に関すること ・ 高齢者、障害者等への生活支援等（他局に係るものを除く）に関すること ・ 遺体の処置に関すること
環境局	・ 資源の使用抑制に関すること ・ ごみの排出抑制に関すること

局 等	主な役割
経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び生活必需品の安定供給等に関すること ・企業の事業活動の自粛等（他局に係るものを除く）に関すること
都 市 局	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関との連絡等（他局に係るものを除く）に関すること
建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の確保に関すること
市 立 病 院	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における医療の確保に関すること
区 役 所	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉相談に関すること ・高齢者、障害者等への生活支援等（他局に係るものを除く）に関する こと
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> ・患者搬送に関すること
水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の確保に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の感染予防等に関すること



【用語解説】



アウトブレイクサーベイランス

地域や医療機関でのアウトブレイク（急激な発生）などの、集団感染の発生を検知するシステム。

アウトブレイクの例：発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的なリンクがある場合や、そのうちの1人が医療従事者である場合など

インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

「類感染症」については関係法規（感染症法第6条 他）を参照されたい。

結核病床・陰圧病床・受入可能入院患者数

病床は、医療法によって、一般病床・療養病床・精神病床・感染症病床・結核病床に区分されている。

入院患者は、基本的には、設置された病床数を超えて受け入れることができない。受入可能入院患者数とは、設置病床数から既入院患者数を除いた差となる。

なお、感染症病床や結核病床は、院内感染等の感染拡大を防止する目的で、病室や病棟を外部に比べて陰圧とし、病原体の区域外への拡散を防止する陰圧病床とされている。そのため、新型インフルエンザ発生時には、これらの病床から、順に患者を受け入れていくことになる。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤（「タミフル」「リレンザ」など）は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

サーベイランス

「見張り」「監視制度」という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

鳥インフルエンザ

インフルエンザウイルス A 型を原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。またそのウイルスの血清型が「H5N1」であるものを「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やこれらの内臓、排泄物等と濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱処理された鶏肉や鶏卵からの感染報告はない。



パンデミック

「病気の世界的、広域的な流行」の意味。

特に新型インフルエンザは、人間が住む世界に存在しない(または関係がなかった)インフルエンザウイルスが原因となるために、ほとんどの人が免疫を持たないこと、また、未知のウイルスのためワクチンの製造が事前にできないこと、さらには近世における人や物の世界的な移動も避けられないこと、などから、急速に、広域に感染が広がる(パンデミックとなる)ことが予想されている。

パンデミックサーベイランス

発生段階に応じた、状況把握・検知の方法。

発生段階〔第一段階から第二段階まで〕

国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握する。

発生段階〔第三段階から第四段階まで〕

……新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握、及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握する。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在はH5N1亜型を用いて製造)。

リスクコミュニケーション

我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。

さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画
(平成21年10月改訂)

平成17年 11月 策定
平成18年 4月 改訂
平成19年 4月 改訂
平成20年 12月 改訂